

# 事業ごみの処理ガイド

～事業ごみの適正処理法～



**枕崎市役所**  
**市民生活課 環境整備係**

# 目次

- 事業ごみについて……………P1
- 事業ごみ：①産業廃棄物について……………P2
- 事業ごみ：②事業系一般廃棄物について……………P3
- 事業ごみに関する Q & A……………P4

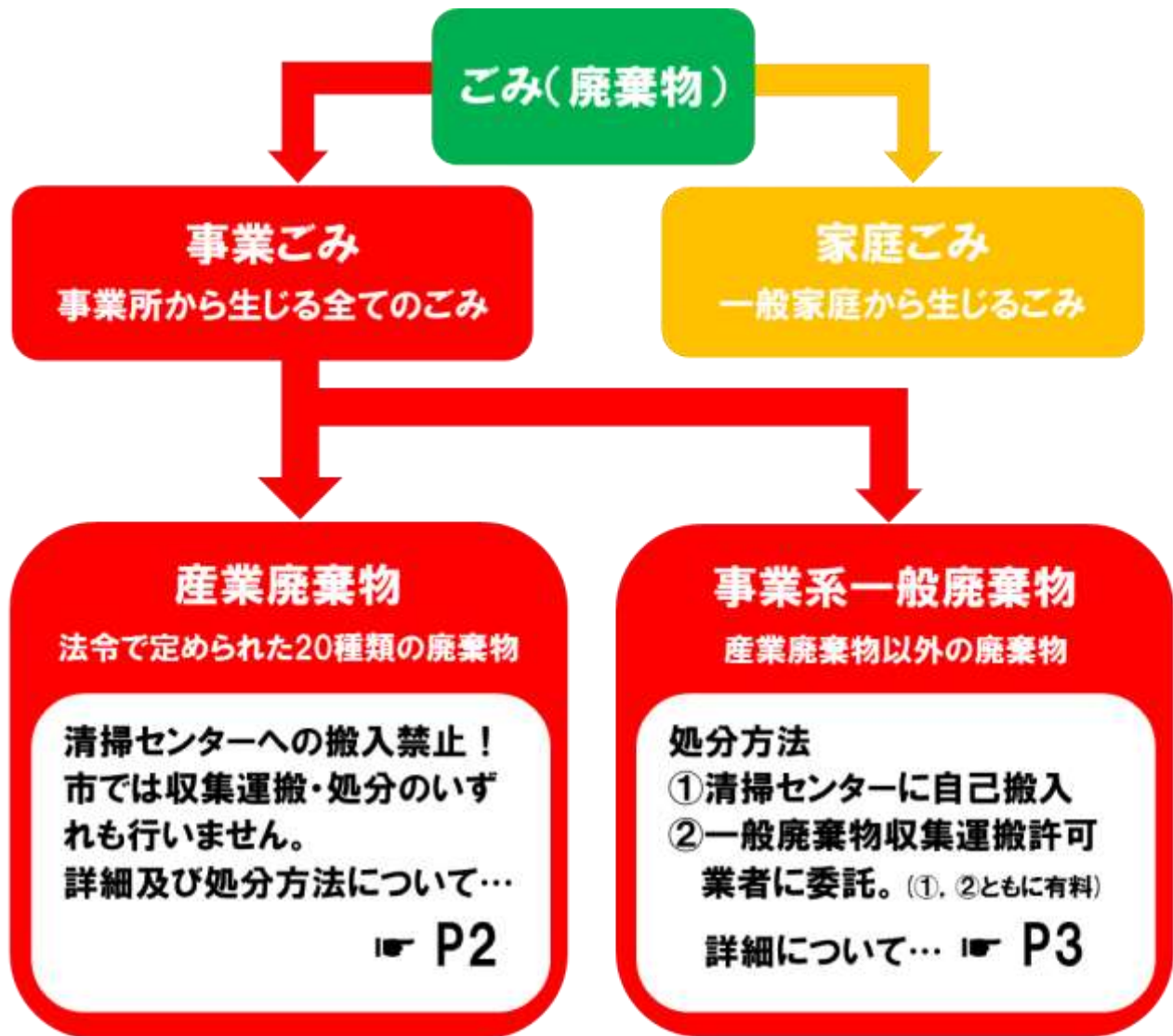
廃棄物に関する法律は複雑で難しいよ。  
正しく理解して、適切に処理をしよう！



きばっちょ

# 事業ごみについて

事業所から生じるごみは家庭ごみと異なり、地域のごみ集積所に出せません。事業所は、全ての事業ごみを、法令\*に基づき適正に処理する必要があります。 ※廃棄物の処理及び清掃に関する法律



量や種類に関わらず、会社・工場・商店・飲食店・官公署・学校・病院・宗教法人・住居兼店舗(店舗部分)・在宅ワークなどの**事業活動により排出されるごみは、全て事業ごみ**となります。

事業ごみを地域のごみ集積所に出す行為は、量やごみの内容に関わらず「**不法投棄**」とみなされます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条 事業所の責務より

- ①事業者は、事業ごみを自らの責任において適正に処理しなければなりません。
- ②事業所は、事業ごみの再生利用等を行うことによって、その減量に努めなければなりません。
- ③事業所は、ごみの減量や適正な処理等に関して国や自治体の施策に協力しなければなりません。

# 事業ごみ：①産業廃棄物について

事業活動に伴って生じたごみのうち「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」で定められた 20 種類の品目を**産業廃棄物**といいます。

あらゆる事業活動に伴うもの	廃プラスチック類	発泡スチロール、ビニール製品、プラスチック製品、廃タイヤ、合成繊維 等
	金属くず	スプレー缶、一斗缶、アルミ製品、スチール製品 等
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	コップ、皿、レンガ、ブロック、石膏ボード 等
	廃油	食用油、エンジンオイル、潤滑油 等
	廃酸	廃硫酸、廃塩酸、酸性廃液 等
	廃アルカリ	苛性ソーダ廃液、アンモニア廃液、アルカリ性廃液 等
	汚泥	ビルビット汚泥、メッキ汚泥、グリストラップ汚泥 等
	ゴムくず	天然ゴムくず
	燃え殻	石灰がら、廃棄物焼却灰、炉清掃排出物 等
	鉱さい	高炉、平炉、電気炉の残さい、鑄物廃砂、不良鉱石 等
	がれき類	レンガ、瓦等の破片 等
	ばいじん	電気集塵機捕集ダスト、バグフィルター捕集ダスト 等
業種が限定されるもの	紙くず	建設業※、パルプ・紙製造業、製本業、印刷加工業等から発生する紙くず
	木くず	建設業※、木製品製造業等から発生する木くず、貨物の流通に使用したパレット
	繊維くず	建設業※、繊維工場から発生する繊維くず
	動植物系不要固形物	と畜場で処分した獣畜、または食鳥処理場で処理した食鳥に係る固形状不要物
	動植物系残さ	食料品製造業、医薬品製造業等で原料として使用した動植物に係る不要物
	動物の糞尿	畜産農業から排出される牛・馬・羊・鶏などの糞尿
	動物の死体	畜産農業から排出される牛・馬・羊・鶏などの死体
上記の廃棄物を処分するために処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの		

※工作物の新築、改築又は解体工事により生じたもの

## <産業廃棄物の処分方法>

産業廃棄物の処理は、事業者自らが**産業廃棄物処分許可業者**の処理施設へ搬入するか、**産業廃棄物収集運搬許可業者**に収集を委託してください。**清掃センターには搬入できません。**

**産業廃棄物処分許可業者**、**産業廃棄物収集運搬許可業者**については鹿児島県ホームページに一覧が掲載されております。そちらをご覧ください。

(産業廃棄物処分許可業者一覧)

URL: <http://www.pref.kagoshima.jp/ad03/kurashi-kankyo/recycle/meibo/list-s.html>

(産業廃棄物収集運搬許可業者一覧)

URL: <http://www.pref.kagoshima.jp/ad03/kurashi-kankyo/recycle/meibo/list-u.html>

# 事業ごみ：②事業系一般廃棄物について

事業活動に伴って生じたごみのうち産業廃棄物に該当しないごみを**事業系一般廃棄物**といいます。

## <事業系一般廃棄物の処分方法>

- ①清掃センターへ自己搬入(有料)  
250kg 以下…500 円  
250kg を超え 250kg 増すごとに 500 円加算
- ②一般廃棄物処理許可業者に委託(有料)  
●枕崎市内の一般廃棄物処理許可業者一覧


**注意!**  
一般家庭から出るごみと変わらないものであっても、事業系一般廃棄物を地域のごみ集積所に出すことはできません。少量の場合も同様です。

業者名	代表者	営業所の住所	電話番号
(有)大工園商店	大工園利光	枕崎市木原町 257 番地	0993-73-1599
(有)枕崎清掃社	菊永善之	枕崎市日之出町 80 番地	0993-72-1539
(株)サニウェイ	瀧川玲香	枕崎市岩戸町 22 番地	0993-72-0123
茅野産業(株)	茅野正巳	枕崎市桜山町 582 番地	0993-72-1172
(社)枕崎市シルバー人材センター	上木原充	枕崎市中央町 6 番地	0993-72-6689

## 《一般家庭、事業所ともに注意が必要な廃棄物》


**家電リサイクル法**に指定されている品目や、**廃棄物処理法上の広域認定制度**によってリサイクルしなければならないごみもあります。処理方法をよく確認の上、適切な場所に自己搬入するか、産業廃棄物収集運搬許可業者等に運搬を依頼し、適切に処理してください。

**テレビ・冷蔵庫及び冷凍庫  
エアコン・洗濯機・衣類乾燥機**




家電リサイクル法に基づきメーカーがリサイクルを行っています。メーカーや販売店に処理方法をご相談下さい。

**パソコン**




資源有効利用促進法に基づきメーカーがリサイクルを行っています。メーカーや販売店に処理方法をご相談ください。

**二輪車(バイク)**



廃棄物処理法の広域認定制度によりメーカーがリサイクルを行っています。メーカーや販売店に処理方法をご相談ください。

**消火器**



廃棄物処理法の広域認定制度によりメーカーがリサイクルを行っています。メーカーや販売店に処理方法をご相談ください。

## Q1. なぜ事業ごみは市で収集しないの？

A1. 事業活動に伴って生じたごみは、事業者が自ら適正に処理する責任があるためです。廃棄物の減量化・資源化をより推進するため、ごみを出した事業者の責任で自ら処理していただくこととなります。

## Q2. 許可業者と契約するにはどうすればいいの？

A2. ごみの種類や量に応じて条件の合う許可業者を選び、個別に契約してください。産業廃棄物処分許可業者及び産業廃棄物収集運搬許可業者は鹿児島県のホームページをご覧ください。枕崎市内の一般廃棄物処理許可業者は P4 を参照して下さい。

## Q3. 許可業者と契約したら、どこにごみを出せばいいの？

A3. 許可業者と契約する際にごみを出す場所を決めてください。戸別収集が原則です。公道や地域のごみ集積所に出すことはできません。

## Q4. 清掃センターに直接搬入することはできるの？

A4. 事業系一般廃棄物(P3 参照)については清掃センターへ搬入することができます(有料)。産業廃棄物(P2 参照)については清掃センターへの搬入はできません。産業廃棄物処分許可業者の処理施設へ搬入するか、産業廃棄物収集運搬許可業者に収集を委託してください。

## Q5. 事業ごみを地域のごみ集積所に出したらどうなるの？

A5. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 16 条違反(不法投棄)となり、罰則(5 年以下の懲役若しくは 1,000 万以下の罰金又は併科、法人の場合は 3 億円以下の罰金)の対象となります。

## Q6. ごみを自分で焼却してもいいの？

A6. 庭や路上でドラム缶などを利用して焼却することは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 16 条の 2(焼却禁止)で禁止されています。焼却は法が定める規格に適合した焼却設備でしかできません。

## お問い合わせ先

〒898-8501 枕崎市千代田町 27 番地  
枕崎市役所 市民生活課 環境整備係  
☎0993-72-1111 (内線:325・327)

〒898-0049 枕崎市火之神岬町 885 番地  
南薩地区衛生管理組合 内鍋清掃センター  
☎0993-72-6816

